



## 第 87 期 報 告 書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

王子製紙株式会社

## (目次)

---

株主の皆様へ	1	連結株主資本等変動計算書	35
(第87回定時株主総会招集ご通知添付書類)		連結注記表	36
事業報告	3	貸借対照表	41
1 企業集団の現況に関する事項	3	損益計算書	42
2 当社の株式に関する事項	12	株主資本等変動計算書	43
3 当社の新株予約権等に関する事項	13	個別注記表	44
4 当社の役員に関する事項	14	連結計算書類に係る	
5 会計監査人に関する事項	19	会計監査人監査報告書謄本	47
6 業務の適正を確保するための 体制の整備についての取締役 会決議の内容の概要	20	会計監査人監査報告書謄本	48
7 会社の支配に関する基本方針	22	監査役会監査報告書謄本	49
連結貸借対照表	33	(ご参考)	
連結損益計算書	34	経営指標の推移(連結)	50
		連結キャッシュ・フロー計算書(要約)	51

## 株主の皆様へ



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災された皆様方には、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

当社グループは、今回の震災により板紙、段ボール関係の工場において一時操業停止のやむなきに至り、株主の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。津波の被害を受けた王子チヨダコンテナ株式会社仙台工場を除き操業を再開いたしております。

当期は景気の先行きが不透明な中、当社グループでは成長するアジア需要を取り込むための東南アジアの板紙・段ボールメーカーの買収、素材・加工一体型ビジネス、研究開発型ビジネスの拡大などの事業構造転換を進めるとともに、既存事業においては徹底して効率的な生産に努め、需要に見合った生産体制への移行などにより固定費を中心としたコストを大幅に削減し、原燃料価格の上昇によるコスト増の吸収を図りました。中国南通プロジェクトにつきましては、1台目の高級紙生産設備（抄紙機、コーター）が平成22年末から本格的に生産を開始いたしました。

---

これらの結果、売上高は前期に比べ3%の増収となりましたが、当期純利益は災害による損失を特別損失に計上したこともあり1%の減益となりました。

株主の皆様への配当につきましては、当期の業績のほか当社グループの置かれた事業環境等を総合的に判断しつつ、安定的な配当を持続したいと考えており、当期の期末配当を1株につき5円の普通配当とさせていただきます。中間配当5円とあわせました年間配当金は前期と同様1株につき10円の普通配当となります。

さて、今回の震災は、地震発生後に襲来した大規模な津波と、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故が相俟って、未曾有の大被害をもたらしており、これが日本経済全体に与える影響は計り知れません。

こうした国家の危機的状況の中ではありますが、当社グループは、日本企業の一員として、公共の要請に対して可能な限りの協力を行い、被災地そしてわが国の復旧、復興に力を尽くしてまいります。夏場の電力供給不安に対しては、グループをあげて節電への取り組みを強化し、与えられた条

件の下で事業を継続させ、かつ最大限の成果を上げて行かねばならないと考えております。

あわせて、従来より成長戦略の大きな柱として最優先の経営課題として掲げている事業構造転換につきましては、さらにスピードを上げて取り組み、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「東アジアにおける海外ビジネスの拡大」の諸施策を強力に推し進めてまいります。

今後とも、株主の皆様のご要望、ご期待に沿えるよう努力してまいりますので、格別のご理解をいただき、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年6月

代表取締役社長 篠田和久

## 事業報告

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は海外経済回復に伴う輸出の増加などから一部に景気底入れの兆しが見られたものの、後半は円高の進行やデフレ基調の継続、景気対策効果の縮小などにより、先行き不透明感を払拭しきれないまま推移しました。さらに、年度末直前に起こった東日本大震災は未曾有の大被害をもたらし、今後も電力供給不足などにより生産活動や消費行動への影響が懸念される状況にあります。

紙パルプ業界におきましては、板紙・段ボールや包装用紙、特殊紙などの需要は産業用途を中心に概ね回復傾向で推移しました。一方、一般洋紙の需要は広告用途を中心に低調に推移し、今後も大幅な回復は見込めない状況にあります。震災影響は、一部生産設備や製品在庫の損壊などの直接被害のほかに、紙需要の減退や不安定な資材調達など間接的な影響もあり、これらの終息にはなお時間を要するものと思われま

す。こうした状況の中、当社グループでは、成長するアジア需要の取り込み、素材・加工一体型ビジネス、研究開発型ビジネスの拡大などの事業構造転換を図っております。当連結会計年度中には、東南アジアの板紙・段ボールメーカーであるGS Paper & Packaging Sdn. Bhd.などの買収、中国南通プロジェクトの生産設備の稼働、旭洋紙パルプ株式会社の連結子会社化による商事機能強化などを行いました。また、既存事業においては徹底して効率的な生産に努めるとともに、需要に見合った生産体制への移行などにより固定費を中心としたコストを大幅に削減し、原燃料価格の上昇によるコスト増の吸収を図りました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高は1兆1千8百1億3千1百万円と前期に比し3%の増収、営業利益は6百54億4千1百万円と前期に比し11%の減益、経常利益は6百2億4千5百万円と前期に比し7%の減益となりました。また、東日本大震災により、当社グループは製品在庫や工場建物などの一部に被害を受け、災害による損失などを特別損失に計上したことなどにより、当期純利益は2百46億1千9百万円と前期に比し1%の減益となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区 分	売 上 高		営 業 利 益	
	百万円	(前期比)	百万円	(前期比)
紙パルプ製品事業	560,318	(0%減)	49,764	(5%減)
紙加工製品事業	449,976	(1%増)	15,146	(12%減)
そ の 他	169,836	(20%増)	4,169	(19%減)
計	1,180,131	(3%増)	69,080	(8%減)
調 整 額	-	-	△3,639	-
合 計	1,180,131	(3%増)	65,441	(11%減)

(注) 1. 当連結会計年度から、事業部門の区分を変更しております。前期比は、前期を現行の事業部門に組み替えて計算しております。  
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### ■紙パルプ製品事業

売上高につきましては、5千6百3億1千8百万円と前期に比し若干の減収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

##### ・板紙

段ボール原紙の販売は、天候不順の影響により青果物の出荷が減少しましたが、工業製品・飲料関係の出荷が堅調であったため微増となりました。

白板紙の国内販売は、特殊板紙が若干増加しましたが、高級白板紙・コート白ボールは微減となりました。

- ・包装用紙

包装用紙の国内販売は、上期に景気回復傾向による需要の増加があったため、下期は低調に推移したものの年間では前年を上回りました。輸出はアジア向け需要が堅調に推移し、増加しました。

- ・一般洋紙

新聞用紙の販売は、国内は新聞各社の部数・ページ数の減により減少し、輸出も減少しました。

印刷用紙の販売は、国内は出版および商業印刷などの需要減少により、塗工紙を中心として低調に推移しました。輸出は、塗工紙を中心にアジア向けなどの販売が増加しました。

- ・雑種紙

雑種紙の販売は、国内・輸出ともに微増となりました。

## ■紙加工製品事業

売上高につきましては、4千4百99億7千6百万円と前期に比し1%の増収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

- ・段ボール（段ボールシート・段ボールケース）

段ボールの販売は、天候不順の影響により青果物向けが減少しましたが、夏場の猛暑の影響による飲料関係の増加、電機向けの回復などにより、微増となりました。

- ・その他（家庭用品・紙器・粘着紙他）

衛生用紙の販売は、ティシュペーパー・トイレットロールとも減少しました。

紙おむつの販売は、子供用はパンツ型が増加し、テープ型が減少しました。大人用は尿パッドが減少しました。

## ■その他

不動産販売などは減少しましたが、旭洋紙パルプ株式会社を連結子会社化したことにより、売上高につきましては、1千6百98億3千6百万円と前期に比し20%の増収となりました。

### (2) 企業集団の資金調達の状況

所要資金につきましては、金融機関からの借入ならびにコマーシャル・ペーパーの発行などにより調達しました。

また、社債償還資金などに充当するため、平成22年7月に第25回無担保社債（200億円）、第26回無担保社債（200億円）を発行しました。

### (3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は7百70億6千5百万円で、前期に比し59億5千万円減少しました。当社グループにおいては、大型プロジェクトの推進をはじめ、品質改善、省力化、生産性向上、安全および環境のための工事を継続的に行っておりますが、主な設備投資は次のとおりです。

#### ①当期中に完成した主要な工事

主要な工事の完成はありません。

#### ②当期継続中の主要な工事

江蘇王子製紙有限公司

中国江蘇省南通市 中国南通プロジェクト

なお、1台目の高級紙生産設備（抄紙機、コーター）につきましては、平成22年末から本格的に生産を開始しました。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (18.4~19.3)	第84期 (19.4~20.3)	第85期 (20.4~21.3)	第86期 (21.4~22.3)	第87期 (22.4~23.3)
売 上 高 (百万円)	1,265,735	1,318,380	1,267,129	1,147,322	1,180,131
当 期 純 損 益 (百万円)	17,150	11,768	△6,324	24,886	24,619
1株当たり当期純損益 (円)	17.35	11.90	△6.40	25.18	24.92
総 資 産 (百万円)	1,790,515	1,781,512	1,707,492	1,614,047	1,620,927
純 資 産 (百万円)	523,631	510,490	429,707	460,404	455,998

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。  
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。  
 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (18.4~19.3)	第84期 (19.4~20.3)	第85期 (20.4~21.3)	第86期 (21.4~22.3)	第87期 (22.4~23.3)
売 上 高 (百万円)	568,389	592,577	569,581	498,065	480,100
当 期 純 損 益 (百万円)	△10,026	7,597	△12,600	10,540	11,452
1株当たり当期純損益 (円)	△10.00	7.57	△12.56	10.51	11.42
総 資 産 (百万円)	1,417,026	1,395,644	1,389,387	1,281,287	1,257,984
純 資 産 (百万円)	420,271	390,831	347,024	352,550	348,552

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。  
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。  
 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (5) 企業集団の対処すべき課題

### ①社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

企業の社会的責任を果たすことは当社グループの存立の条件であり、コンプライアンスの徹底は企業活動

の根幹であることを強く認識し、全役員・全従業員が高い企業倫理のもとで行動します。また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めるとともに、安全絶対最優先の基本理念のもと、事業に関わるすべての関係者の安全衛生の確保に努めてまいります。

### ②企業集団の経営戦略

紙パルプ産業におきましては、国内の紙・板紙市場は成熟化が進み、また、一般洋紙の需要は広告宣伝のICT（情報通信技術）化などにより大幅な回復は見込めない状況にあり、依然として当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。このような環境下での競争を勝ち抜き、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となるため、厳しい状況認識のもと意識を変革し、柔軟で斬新な発想をもって迅速かつ的確に行動し、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「東アジアにおける海外ビジネスの拡大」を強力に推し進め、変革による事業構造転換を図り、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の収益を確保することを経営目標としております。

具体的には各分野において以下の取り組みを行ってまいります。

#### (a) 生活産業資材分野

（段ボール原紙・加工、家庭用品、白板紙・紙器・包装用紙・製袋他）

家庭用紙、子供用・大人用紙おむつ、医療用品などの生活資材につきましては、最終消費財ビジネスとしてマーケティング力とブランド力の強化を図り積極的に事業拡大を推進してまいります。特に、トイレット

ロールでは外装袋にバイオマスフィルムを採用し、環境に配慮した商品づくりを目指してまいります。また、需要が伸びている大人用紙おむつにつきましては、加工機を増設し生産体制を強化いたします。段ボール、紙器などの産業資材につきましては、サービス・デザインなど「お客様が求める価値」を総合的に提案する「素材・加工一体型ビジネス」を確立し、海外を含めた加工部門の拡充を図るとともに原紙の差別化・国際競争力の強化を図ってまいります。

#### (b) 印刷情報メディア分野

(新聞用紙、洋紙)

国内市場が縮小する中、需要変化に見合った最適な生産体制を構築するとともにコスト構造を抜本的に転換し、国際競争力強化を図ってまいります。一方、成長する東アジア市場を取り込むことを目的とし、中国江蘇省南通市に高級紙生産工場建設を進めている南通プロジェクトにつきましては、平成22年末から1台目の高級紙生産設備(抄紙機、コーター)が本格的に生産を開始しております。これにより、東アジア市場における当社グループの存在感を高めてまいります。

#### (c) 機能材分野

(イメージングメディア、特殊紙・粘着紙・不織布他)

研究開発を事業運営の中心に位置づけ、必要な経営資源を重点的に投入して開発型事業を形成し、お客様に密着した新製品・新技術開発、コア技術を活かした新事業の開拓を進めてまいります。感熱紙事業につきましては、北米・欧州・東アジアの3拠点体制から、さらにグローバル展開を進め世界のトップグループを目指すとともに、特殊紙事業・粘着紙事業・不織布事業につきましては、国内からの生産設備移転を含め拠点拡大を推進し、新興国ビジネスを強化してまいります。

#### (d) 資源・環境ビジネスの推進

海外での植林活動に取り組んでまいりましたが、資源確保の観点から一歩進んで、商事機能を強化し、蓄積された森林資源・関連技術を活用して、総合林産業の拡大、再生可能エネルギー事業の推進、カーボンクレジットの取得推進など、資源・環境ビジネスを積極的に推進してまいります。

#### (e) 海外事業展開

当社グループは、中国におきましては江蘇王子製紙有限公司南通工場を核に、東南アジアを中心とした新興国におきましてはM&Aを中心に、今後も成長市場である東アジアで積極的に事業拡大を進め、将来目標として海外売上高比率20%を目指してまいります。

#### (f) 投資戦略

国内既存事業への投資を必要最低限に抑える一方、研究開発、海外事業、機能材新規事業、資源・環境ビジネス、川下展開など、事業構造転換に必要な分野への投資を重点的に実施してまいります。

### ③東日本大震災への対応

東日本大震災は、極めて甚大な被害をもたらし、その復興作業は長期にわたることが予想されております。当社グループは日本企業の一員として復興に力を尽くしてまいります。また、夏場の電力供給不安に対しては、グループをあげて節電への取り組みを強化し、工場操業につきましても状況に応じて柔軟に対応してまいります。与えられた条件の下で、東日本大震災による事業環境の変化に迅速かつ適切に対応してまいります。

こうした諸施策により、一段と強い企業集団にステップアップしてまいります。

## (6) 企業集団の主要な事業内容

(平成23年3月31日現在)

区 分	主 要 な 事 業 内 容
紙 パ ル プ 製 品 事 業	段ボール原紙、白板紙、包装用紙、一般洋紙、雑種紙及びパルプなどの製造並びに販売
紙 加 工 製 品 事 業	段ボール（段ボールシート・段ボールケース）、紙器、粘着紙、家庭用品及び紙袋製品などの加工品の製造並びに販売
そ の 他	木材・緑化事業、不動産事業、コーンスターチ事業、機械事業等

(注) 当連結会計年度から、事業部門の区分を変更しております。

## (7) 企業集団の主要な営業所及び工場

(平成23年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
	営 業 支 社	北海道営業支社（札幌市中央区）、中部営業支社（名古屋市中区）、関西営業支社（大阪市中央区）、九州営業支社（福岡市博多区）
	工 場	釧路工場（北海道釧路市）、苫小牧工場（北海道苫小牧市）、富士工場（静岡県富士市）、春日井工場（愛知県春日井市）、神崎工場（兵庫県尼崎市）、米子工場（鳥取県米子市）、呉工場（広島県呉市）、富岡工場（徳島県阿南市）、日南工場（宮崎県日南市）
子 会 社	王子チヨダ コンテナ 株式 会 社	本 社：東京都中央区 工 場：長野工場（長野県安曇野市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）、大阪工場（大阪府門真市）、九州北工場（佐賀県三養基郡上峰町）ほか21工場
	王子ネピア 株式 会 社	本 社：東京都中央区 支 店：東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（愛知県春日井市）、大阪支店（大阪市淀川区）ほか5支店 工 場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、名古屋工場（愛知県春日井市）、徳島工場（徳島県阿南市）
	王子板紙 株式 会 社	本 社：東京都中央区 営 業 所：東部営業所（東京都中央区）、中部営業所（名古屋市中区）、西部営業所（大阪市中央区）ほか2営業所 工 場：釧路工場（北海道釧路市）、祖父江工場（愛知県稲沢市）、大分工場（大分県大分市）、佐賀工場（佐賀県佐賀市）ほか8工場
	王子特殊紙 株式 会 社	本 社：東京都中央区 営 業 所：中部営業所（名古屋市中区）、西日本営業所（大阪市中央区） 工 場：江別工場（北海道江別市）、東海工場（静岡県富士市）、中津工場（岐阜県中津川市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）
	森 紙 業 株式 会 社	本 社：京都市南区 工 場：横浜工場（横浜市戸塚区）、鳥羽工場（京都市南区）、枚方工場（大阪府枚方市） 子 会 社：森紙販売株式会社（京都市南区）ほか23社

(注) 森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

## (8) 企業集団及び当社の従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
紙パルプ製品事業	8,308名	888名増
紙加工製品事業	9,111名	716名増
その他の	4,568名	20名増
合計	21,987名	1,624名増

(注) 1. 当連結会計年度から、事業部門の区分を変更しております。前期末比増減は、前期を現行の事業部門に組み替えて計算しております。

2. 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

### ②当社の従業員の状況

(平成23年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,845名	176名減	42.9才	22.5年

(注) 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

## (9) 重要な子会社の状況

(平成23年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
王子チヨダコンテナ株式会社	百万円 10,000	% (100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	100	紙・樹脂加工品、包装資材及び粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	100	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	100	倉庫業、トラック輸送及び内航運送取扱
旭洋紙パルプ株式会社	1,300	45.0	紙、合成樹脂、包装資材の売買
王子コーンスターチ株式会社	1,000	60.0	コーンスターチ及び糖化製品の製造、販売
王子ネピア株式会社	800	100	衛生用紙及び紙おむつの製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備及び販売
王子不動産株式会社	650	100	不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
王子板紙株式会社	600	100	段ボール原紙の製造、販売
王子通商株式会社	361	100	紙、加工品、製紙用原料の売買
王子特殊紙株式会社	350	100	雑種紙、加工品、白板紙及び高級白板紙の製造、販売
森紙業株式会社	310	(100)	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	99.9	木材及び製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
江蘇王子製紙有限公司	百万USドル 911	90.0	紙、パルプの製造、販売
Pan Pac Forest Products Ltd.	百万ニュージーランド・ドル 126	100	営林、植林、伐採及び木材の販売並びにパルプ・木材製品の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	百万ユーロ 25	94.7	感熱記録紙の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	百万タイ・バーツ 1,340	100	ノーカーボン紙の製造、販売
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	百万マレーシア・リングギット 255	(75.0)	段ボール原紙、段ボールシート、段ボールケースの製造、販売

(注) 1. ( ) 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。

2. 百万円未満、百万ドル未満、百万ユーロ未満、百万タイ・バーツ未満および百万マレーシア・リングギット未満は切り捨てて表示しております。

## (10) その他の重要な企業結合の状況

(平成23年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
日伯紙パルプ資源開発株式会社	百万円 61,788	% (39.8)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買

- (注) 1. ( ) 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。  
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (11) 企業集団の主要な借入先及び借入額 (平成23年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	百万円 83,354
株式会社みずほコーポレート銀行	83,315
農林中央金庫	41,552
日本生命保険相互会社	32,000
三井生命保険株式会社	31,500

- (注) 1. 上記のほか、シンジケートローンにより、194,150百万円を借り入れております。  
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (12) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

①当社は、アジア市場での今後の更なる発展を図るため、平成22年4月に、マレーシア最大の板紙・段ボールメーカーであるGS Paper & Packaging Sdn. Bhd. (以下、「GSPP社」)の完全持株会社であるPaperbox Holdings Limited (以下、「PBHL社」)の発行済株式の全部を取得いたしました。同年8月には、GSPP社事業を丸紅株式会社と共同して推進するため、PBHL社の株式の一部を同社に売却いたしました。

②当社は、商事機能の強化を図るため、平成22年11月に、従来持分法適用関連会社であった旭洋紙パルプ株式会社の株式の一部を取得し、連結子会社といたしました。

## (13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

### ①利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

### ②期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、当社定款の規定に基づき、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、平成23年3月31日を基準日として、1株につき5円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき

5円）と合わせまして、当期年間の配当金は、前期同様、1株につき10円となります。

### (a) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき5円 総額5,011,609,725円

### (c) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月7日

## (14) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 当社の株式に関する事項 (平成23年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,064,381,817株  
(うち自己株式) (62,059,872株)  
(3) 当事業年度末の株主数 86,302名  
(前期末比4,025名減)

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	53,292	5.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	41,395	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	33,256	3.3
株式会社三井住友銀行	31,668	3.2
日本生命保険相互会社	28,508	2.8
株式会社みずほコーポレート銀行	28,498	2.8
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	25,983	2.6
王子製紙グループ従業員持株会	23,650	2.4
日本紙パルプ商事株式会社	17,216	1.7
農林中央金庫	16,654	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を62,059千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式 (62,059千株) を控除して計算しております。  
3. 千株未満は切り捨てて表示しております。

### 3 当社の新株予約権等に関する事項

#### 当事業年度末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

(平成23年3月31日現在)

新株予約権の名称 (割当日)	新株予約権の保有者数	新株予約権の数	新株予約権 の目的となる 株式の種類、数	新株予約権 の行使時の 払込金額	新株予約権 の行使期間
王子製紙株式会社 第1回新株予約権 (取締役用) (平成18年8月15日)	取締役(社外役員を除く) 5名	78個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 78,000株	1株当たり 1円	平成18年8月16日から 平成38年6月30日まで
王子製紙株式会社 第2回新株予約権 (取締役用) (平成19年7月13日)	取締役(社外役員を除く) 7名 監査役 1名※	116個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 116,000株	1株当たり 1円	平成19年7月14日から 平成39年6月30日まで
王子製紙株式会社 第3回新株予約権 (取締役用) (平成20年7月14日)	取締役(社外役員を除く) 7名 監査役 1名※	173個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 173,000株	1株当たり 1円	平成20年7月15日から 平成40年6月30日まで
王子製紙株式会社 第4回新株予約権 (取締役用) (平成21年7月13日)	取締役(社外役員を除く) 10名	174個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 174,000株	1株当たり 1円	平成21年7月14日から 平成41年6月30日まで
王子製紙株式会社 第5回新株予約権 (取締役用) (平成22年7月16日)	取締役(社外役員を除く) 10名	220個 (新株予約権 1個につき1,000株)	普通株式 220,000株	1株当たり 1円	平成22年7月17日から 平成42年6月30日まで

(注) 1. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

2. 上記※印の監査役が保有している新株予約権は、取締役在任中に付与されたもので、監査役在任中に付与されたものではありません。

## 4 当社の役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、重要な兼職の状況）

（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 正一郎	日伯紙パルプ資源開発株式会社代表取締役会長兼務
代表取締役社長※	篠田 和久	
代表取締役副社長※	関口 裕	印刷情報メディアカンパニープレジデント、国際営業推進本部管掌、物流分掌
代表取締役副社長※	近藤 晋一郎	機能材カンパニープレジデント、研究、新事業・新製品分掌、株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長兼務、王子特殊紙株式会社取締役
代表取締役副社長※	石田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント、王子チヨダコンテナ株式会社取締役、王子ネピア株式会社取締役、王子板紙株式会社取締役、森紙業株式会社取締役
取 締 役※	橋本 経男	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント、洋紙事業本部長兼務
取 締 役※	橋本 浩樹	総務人事本部長兼務、内部監査室、安全本部、コンプライアンス室、王子ヒューマンサポート株式会社管掌
取 締 役※	安藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子板紙株式会社代表取締役社長兼務
取 締 役※	矢嶋 進	経営企画本部長、経営管理本部長兼務、中国事業分掌、王子板紙株式会社監査役、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd. 取締役
取 締 役※	進藤 清貴	統括技術本部長、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、王子ビジネスセンター株式会社管掌、生産、環境分掌、王子板紙株式会社取締役
取 締 役	竹内 洋	弁護士
取 締 役	秋山 収	
常 任 監 査 役	神田 憲二	（常勤） 王子チヨダコンテナ株式会社監査役、王子エンジニアリング株式会社監査役、王子不動産株式会社監査役、王子板紙株式会社監査役、王子特殊紙株式会社監査役、森紙業株式会社監査役
監 査 役	田井 廣志	（常勤）
監 査 役	杉原 弘泰	弁護士
監 査 役	上野 健二郎	弁護士

- (注) 1. 取締役 竹内洋、秋山収は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 なお、当社は、両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 杉原弘泰、上野健二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 平成22年6月29日開催の監査役会の決議により、常勤の監査役を次のとおり選定しました。  
 常任監査役（常勤） 神田憲二  
 監査役（常勤） 田井廣志
4. 常任監査役 神田憲二は、当社の財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 田井廣志は、当社の関連事業部において財務経理関係の経験を、また王子板紙株式会社等の関係会社において財務経理部門の担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 安藤温は、平成23年4月1日をもって、王子チヨダコンテナ株式会社取締役に就任しました。
7. 社外役員の重要な兼職の状況については、18頁の「(4) 社外役員に関する事項」の①の表に記載のとおりです。
8. ※印の取締役9名は、執行役員を兼務します。
9. 平成23年4月1日付で、執行役員を兼務する取締役の担当を一部変更しました。変更後の担当は、次頁の「(2) 執行役員の状況」の表に記載のとおりです。

## (2) 執行役員の状況

(平成23年4月1日現在)

地 位	氏 名	担 当
社長執行役員	篠 田 和 久	グループCEO
副社長執行役員	関 口 裕	印刷情報メディアカンパニープレジデント、国際営業推進本部管掌、物流分掌
副社長執行役員	近 藤 晋一郎	機能材カンパニープレジデント、研究、新事業・新製品分掌、株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長兼務
副社長執行役員	石 田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント
専務執行役員	橋 本 経 男	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント、洋紙事業本部長兼務
専務執行役員	橋 本 浩 樹	総務人事本部分掌、内部監査室、安全本部、コンプライアンス室、王子ヒューマンサポート株式会社管掌
常務執行役員	安 藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント、王子板紙株式会社代表取締役社長兼務
常務執行役員	矢 嶋 進	経営企画本部長兼務、経営管理本部、資源戦略本部、中国事業本部分掌
常務執行役員	進 藤 清 貴	統括技術本部長、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長兼務、王子ビジネスセンター株式会社管掌、生産、環境分掌
専務執行役員	勝 谷 邦 昭	王子パックスパートナーズ株式会社代表取締役社長兼森紙業株式会社代表取締役社長
専務執行役員	渡 辺 正	中国事業本部長兼江蘇王子製紙有限公司董事長
常務執行役員	山 中 一	環境経営本部長
常務執行役員	枝 川 知 生	機能材カンパニーバイスプレジデント兼イメージングメディア事業本部長
常務執行役員	佐 田 修 一	王子ネピア株式会社代表取締役社長
常務執行役員	佐 野 成 人	Oji Paper Asia Sdn. Bhd. 取締役社長
常務執行役員	東 剛	機能材カンパニーバイスプレジデント兼王子特殊紙株式会社代表取締役社長
常務執行役員	渡 良 司	王子パックスパートナーズ株式会社代表取締役副社長兼王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長
常務執行役員	瀨 上 一 雄	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼新聞用紙事業本部長

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	松 尾 洋 二	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼春日井工場長
常務執行役員	鳥 村 元 明	資源戦略本部長
執 行 役 員	早 野 裕 康	江蘇王子製紙有限公司総経理
執 行 役 員	山 北 篤 史	新タック化成株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	吉 野 正 樹	呉工場長
執 行 役 員	石 井 弘 和	王子ネピア株式会社専務取締役
執 行 役 員	野 沢 高 史	王子パックスパートナーズ株式会社専務取締役兼王子チヨダコンテナ株式会社専務取締役
執 行 役 員	青 山 秀 彦	王子物流株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	平 林 武 文	王子板紙株式会社専務取締役
執 行 役 員	川 村 隆 夫	神崎工場長兼イメージングメディア事業本部副本部長
執 行 役 員	田 野 弘 一	白板紙・包装用紙事業本部長
執 行 役 員	福 井 聡	研究開発本部長兼開発研究所長
執 行 役 員	藤 原 省 二	富岡工場長兼洋紙事業本部副本部長
執 行 役 員	小 関 良 樹	苫小牧工場長
執 行 役 員	加 来 正 年	王子特殊紙株式会社専務取締役兼新事業・新製品開発センター長
執 行 役 員	桑 野 由美雄	王子板紙株式会社専務取締役
執 行 役 員	武 田 芳 明	経営管理本部長兼管理部長
執 行 役 員	矢 田 雅 之	総務人事本部長

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	656百万円 (30百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	73百万円 (16百万円)
合 計	16名	730百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。  
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。  
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役4名であります。
4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
- ・当事業年度において計上した役員賞与  
取締役 10名 120百万円  
監査役 2名 14百万円
  - ・取締役に対するストック・オプションによる報酬額  
取締役 10名 67百万円  
社外取締役を除く、取締役を対象としております。
5. 上記のほか、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額 (内規に基づく必要額)  
監査役 4名 20百万円 (うち社外監査役2名 4百万円)
6. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

(平成23年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 職 状 況
社 外 取 締 役	竹 内 洋	株式会社ブリヂストン 社外監査役
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	イオンクレジットサービス株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	セイノーホールディングス株式会社 社外取締役

上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

##### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	竹 内 洋	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 取 締 役	秋 山 收	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、監査役会15回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に、また、監査役会15回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

##### ③社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責

任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額 88百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (3) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に

支払うべき報酬等の合計額 224百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザリー業務および社債の発行に係るコンフォート・レター作成業務を委託し、対価を支払っています。

### (5) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、旭洋紙パルプ株式会社、森紙業株式会社、江蘇王子製紙有限公司、Pan Pac Forest Products Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、Oji Paper (Thailand) Ltd.、GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

## 6 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
- ③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社長決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を議長とする経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。
- ③ 内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき担当業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。
- ③ 社長決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。

#### **(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ③ グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。
- ④ 代表取締役社長を議長とする経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ⑤ 内部監査室は、内部統制の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。

- ② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

#### **(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定します。

#### **(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することとしております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会（以下、「前定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を前定時株主総会終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しております。

平成23年6月29日開催予定の第87回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって上記有効期限の満了を迎えるに当たり、その後の情勢変化等を踏まえ更なる検討を加えた結果、当社は、平成23年5月12日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本方針の有効期間を延長し継続することを決議する予定であります。なお、当社は買収防衛策について、平成19年6月の導入以降、会社法や金融商品取引法の施行も含め、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ毎年見直しの検討を行ってまいりましたが、買収防衛策の制度内容に関してはほぼ確立されてきたこと、有効期間の満了前であっても、株主総会や取締役会の

決議をもって廃止することができることなどを総合的に勘案し、本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期間は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

- 注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- 注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

## (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかなを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う

者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 「企業価値向上への取り組み」

紙パルプ産業におきましては、国内の紙・板紙市場は成熟化が進み、また、一般洋紙の需要は広告宣伝のICT（情報通信技術）化などにより大幅な回復は見込めない状況にあり、依然として当社グループを取り巻く環境は厳しいものとなっております。このような環境下での競争を勝ち抜き、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となるため、厳しい状況認識のもと意識を変革し、柔軟で斬新な発想をもって迅速かつ的確に行動し、「徹底したコストダウンによる国際競争力強化」、「素材・加工一体型ビジネスの確立」、「研究開発型ビジネスの形成による成長」、「資源・環境ビジネスの推進」、「東アジアにおける海外ビジネスの拡大」を強力に推し進め、変革による事業構造転換を図り、営業利益1,000億円以上、純利益500億円以上の収益を確保することを経営目標としております。

具体的施策として、国内需要の構造的変化に対応するため、抄紙機の停止を行い、機動的かつ抜本的なコ

スト構造の改善を実施してまいりましたが、さらなる経営基盤の強化を推し進めるべく、本年4月、富士工場N-1抄紙機などを停止いたしました。また、平成22年11月には、事業構造転換に必要となる商事機能の一層の強化を図るため、包装・機能材、板紙などに強みを持つ旭洋紙パルプ株式会社を連結子会社といたしました。

中国江蘇省南通市で工場建設を進めている南通プロジェクトにつきましては、平成22年末から1台目の年産40万トン的高级紙生産設備（抄紙機、コーター）が本格的に生産を開始いたしました。東南アジアにおきましては、平成22年4月にマレーシアの板紙・段ボールメーカーであるGS Paper & Packaging Sdn. Bhd. の完全持株会社であるPaperbox Holdings Limitedの全株式を取得し、同年8月には、一部株式を丸紅株式会社に譲渡し合弁事業といたしました。これにより、原材料調達・製造・販売のすべての面において両社の持つ経営資源を有効に活用し競争力を高めてまいります。当社グループは、今後も成長市場である東アジアで積極的に事業拡大を進め、当社グループの存在感を高めてまいります。

さらに、将来的には新興国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

### **(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み**

#### ①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

#### ②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始され

るものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

### ③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつ

つ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合  
大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受け

る機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii)強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii)大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv)大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かお

よび発動を停止するか判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

#### ④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が

具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当

てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

#### ⑤大規模買付ルールの有効期限

本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期間は、本定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

#### **(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断およびその判断に係る理由**

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること  
本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大

---

規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本定時株主総会において、議案としてお諮りする予定です。本定時株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方

針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (別紙1)

### 大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
  - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
  - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

## (別紙2)

### 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額  
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

## (別紙3)

### 特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
  - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

## (別紙4)

### 特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋（たけうち よう）

#### 略歴

昭和14年9月24日生まれ  
昭和41年4月 弁護士登録  
平成6年6月 当社監査役  
平成16年3月 株式会社ブリヂストン監査役  
現在に至る。  
平成19年6月 当社取締役  
現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

秋山 収（あきやま おさむ）

#### 略歴

昭和15年11月21日生まれ  
昭和38年4月 通商産業省入省  
平成14年8月 内閣法制局長官  
平成16年8月 退官  
平成19年6月 当社取締役  
現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

杉原 弘泰（すぎはら ひろやす）

#### 略歴

昭和13年5月18日生まれ  
昭和38年4月 検事任官  
平成11年6月 大阪高等検察庁検事長  
平成13年5月 退官、弁護士登録  
平成15年5月 イオンクレジットサービス株式会社監査役  
現在に至る。  
平成18年6月 当社監査役  
現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第87期 (平成23年3月31日現在)	第86期（ご参考） (平成22年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第87期 (平成23年3月31日現在)	第86期（ご参考） (平成22年3月31日現在)	比較（ご参考）
<b>資産の部</b>				<b>負債の部</b>			
<b>流動資産</b>	<b>476,584</b>	<b>466,148</b>	<b>10,435</b>	<b>流動負債</b>	<b>514,808</b>	<b>497,255</b>	<b>17,553</b>
現金及び預金	32,393	42,758	△ 10,364	支払手形及び買掛金	197,419	178,195	19,223
受取手形及び売掛金	255,237	251,349	3,887	短期借入金	219,331	179,294	40,037
有価証券	636	265	370	コマーシャル・ペーパー	-	11,000	△ 11,000
商品及び製品	76,645	75,680	965	1年内償還予定社債	20,120	40,000	△ 19,880
仕掛品	15,862	15,881	△ 18	未払金	12,838	17,466	△ 4,628
原材料及び貯蔵品	51,724	42,259	9,465	未払費用	44,437	45,193	△ 756
繰延税金資産	13,021	12,213	808	未払法人税等	10,489	12,110	△ 1,620
短期貸付金	8,215	7,102	1,113	その他	10,172	13,994	△ 3,822
未収入金	19,788	16,135	3,653	<b>固定負債</b>	<b>650,119</b>	<b>656,387</b>	<b>△ 6,268</b>
その他	6,099	3,976	2,123	社債	80,300	60,000	20,300
貸倒引当金	△ 3,042	△ 1,472	△ 1,569	長期借入金	479,388	508,141	△ 28,753
<b>固定資産</b>	<b>1,144,342</b>	<b>1,147,898</b>	<b>△ 3,555</b>	繰延税金負債	20,617	20,237	379
(有形固定資産)	(891,258)	(891,796)	(△ 537)	再評価に係る繰延税金負債	11,059	11,070	△ 10
建物及び構築物	192,035	196,501	△ 4,466	退職給付引当金	47,792	46,469	1,322
機械装置及び運搬具	305,743	339,737	△ 33,994	役員退職慰労引当金	1,820	1,683	136
工具、器具及び備品	5,263	5,139	124	環境対策引当金	1,833	1,919	△ 86
土地	231,037	227,249	3,787	特別修繕引当金	126	122	4
林地	16,552	16,568	△ 16	長期預り金	2,877	2,778	99
植林立木	38,348	38,734	△ 386	その他	4,304	3,964	339
リース資産	5,356	1,911	3,445	<b>負債合計</b>	<b>1,164,928</b>	<b>1,153,643</b>	<b>11,285</b>
建設仮勘定	96,922	65,953	30,969	<b>純資産の部</b>			
(無形固定資産)	(19,604)	(17,784)	(1,820)	<b>株主資本</b>	<b>465,948</b>	<b>451,281</b>	<b>14,667</b>
借地権	1,111	1,113	△ 1	資本金	103,880	103,880	-
のれん	9,369	7,473	1,896	資本剰余金	113,018	113,021	△ 2
その他	9,122	9,196	△ 74	利益剰余金	292,090	277,347	14,742
(投資その他の資産)	(233,479)	(238,318)	(△ 4,838)	自己株式	△ 43,040	△ 42,968	△ 72
投資有価証券	172,421	181,558	△ 9,136	その他の包括利益累計額	△ 27,084	△ 5,535	△ 21,548
長期貸付金	8,701	12,156	△ 3,454	その他有価証券評価差額金	5,839	11,160	△ 5,320
長期前払費用	12,999	12,840	159	繰延ヘッジ損益	355	471	△ 116
繰延税金資産	23,471	16,480	6,991	土地再評価差額金	3,557	3,571	△ 13
その他	23,297	22,918	379	為替換算調整勘定	△ 36,837	△ 20,740	△ 16,097
貸倒引当金	△ 7,412	△ 7,634	222	新株予約権	284	216	67
<b>資産合計</b>	<b>1,620,927</b>	<b>1,614,047</b>	<b>6,879</b>	少数株主持分	16,850	14,442	2,407
				<b>純資産合計</b>	<b>455,998</b>	<b>460,404</b>	<b>△ 4,405</b>
				<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,620,927</b>	<b>1,614,047</b>	<b>6,879</b>

## 連結損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第87期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第86期（ご参考） (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較（ご参考）
売 上 高	1,180,131	1,147,322	32,809
売 上 原 価	905,967	870,786	35,181
売 上 総 利 益	274,163	276,536	△ 2,372
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	208,722	202,855	5,867
営 業 利 益	65,441	73,681	△ 8,239
営 業 外 収 益	12,698	10,155	2,542
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,949	3,486	462
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5,354	—	5,354
雑 収 入 金	3,395	6,669	△ 3,274
営 業 外 費 用	17,894	19,122	△ 1,227
支 払 利 息	10,713	12,238	△ 1,524
雑 損 失 金	7,181	5,032	2,149
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	—	1,852	△ 1,852
経 常 利 益	60,245	64,714	△ 4,469
特 別 利 益	994	4,010	△ 3,015
負 の の れ ん 発 生 益	497	—	497
移 転 補 償 金	210	—	210
固 定 資 産 売 却 益	139	2,958	△ 2,819
そ の 他	146	1,051	△ 904
特 別 損 失	22,162	31,599	△ 9,437
事 業 構 造 改 善 費 用	8,726	16,280	△ 7,554
災 害 に よ る 損 失	4,945	—	4,945
固 定 資 産 除 却 損	3,372	4,876	△ 1,503
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,773	1,391	382
特 別 退 職 金	1,489	3,717	△ 2,227
減 損 損 失	566	1,118	△ 552
そ の 他	1,287	4,215	△ 2,927
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	39,077	37,124	1,952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,728	15,570	1,158
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,539	△ 3,707	1,168
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	24,888	25,262	△ 373
少 数 株 主 利 益	268	375	△ 106
当 期 純 利 益	24,619	24,886	△ 266

## 連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

株主資本			その他の包括利益累計額		
資本金			その他有価証券評価差額金		
前期末残高		103,880	前期末残高		11,160
当期末残高		103,880	当期変動額		
資本剰余金			株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△	5,320
前期末残高		113,021	当期変動額合計	△	5,320
当期変動額			当期末残高		5,839
自己株式の処分	△	2	繰延ヘッジ損益		
当期変動額合計	△	2	前期末残高		471
当期末残高		113,018	当期変動額		
利益剰余金			株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△	116
前期末残高		277,347	当期変動額合計	△	116
当期変動額			当期末残高		355
剰余金の配当	△	9,891	土地再評価差額金		
当期純利益		24,619	前期末残高		3,571
土地再評価差額金の取崩		13	当期変動額		
当期変動額合計		14,742	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△	13
当期末残高		292,090	当期変動額合計	△	13
自己株式			当期末残高		3,557
前期末残高	△	42,968	為替換算調整勘定		
当期変動額			前期末残高	△	20,740
自己株式の取得	△	102	当期変動額		
自己株式の処分		9	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△	16,097
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減		20	当期変動額合計	△	16,097
当期変動額合計	△	72	当期末残高	△	36,837
当期末残高	△	43,040	その他の包括利益累計額合計		
株主資本合計			前期末残高	△	5,535
前期末残高		451,281	当期変動額		
当期変動額			株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△	21,548
剰余金の配当	△	9,891	当期変動額合計	△	21,548
当期純利益		24,619	当期末残高	△	27,084
自己株式の取得	△	102	新株予約権		
自己株式の処分		7	前期末残高		216
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減		20	当期変動額		
土地再評価差額金の取崩		13	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		67
当期変動額合計		14,667	当期変動額合計		67
当期末残高		465,948	当期末残高		284
			少数株主持分		
			前期末残高		14,442
			当期変動額		
			株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)		2,407
			当期変動額合計		2,407
			当期末残高		16,850
			純資産合計		
			前期末残高		460,404
			当期変動額		
			剰余金の配当	△	9,891
			当期純利益		24,619
			自己株式の取得	△	102
			自己株式の処分		7
			持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減		20
			土地再評価差額金の取崩		13
			株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△	19,073
			当期変動額合計	△	4,405
			当期末残高		455,998

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……113社（前連結会計年度末 92社）

主要な会社名：王子板紙(株)、王子特殊紙(株)、王子ネピア(株)、王子チヨダコンテナ(株)、森紙業(株)、王子物流(株)、王子エンジニアリング(株)、王子不動産(株)、王子タック(株)、王子木材緑化(株)

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 22社 Paperbox Holdings Limited、GS PAPER & PACKAGING SDN. BHD.、IDEAL MERIDIAN SDN. BHD.、GS PAPERBOARD SDN. BHD.、GS PACKAGING INDUSTRIES (M) SDN. BHD.、GS UTILITIES & SERVICES SDN. BHD.、PERSIS HIJAU SDN. BHD.、GS SALES & MARKETING SDN. BHD.、OJI PAPER ASIA SDN. BHD.、王子製紙国際貿易（上海）有限公司、UNITED KOTAK BERHAD、UK PACKAGING INDUSTRIES SDN. BHD.、UK BIOPRODUCTS SDN. BHD.、RICHBOX PAPER PRODUCTS (M) SDN. BHD.、SUPERPAC MANUFACTURING SDN. BHD.、UKB INTERNATIONAL PTE. LTD.、UK WELLNESS SDN. BHD.、UK WELLNESS MARKETING SDN. BHD.、旭洋紙パルプ(株)、(株)ギンポーパック、四国パック(株)、富士加工(株)

(減少) 1社 ネピアトレーディング(株)

##### (2) 非連結子会社の数……144社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等と比べて軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数……13社（前連結会計年度末 14社）

主要な会社名：日伯紙パルプ資源開発(株)、(株)ユボ・コーポレーション、国際紙パルプ商事(株)

当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は次のとおりです。

(減少) 1社 旭洋紙パルプ(株)

##### (2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……144社

関連会社……63社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等と比べて軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アピカ(株)、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、Oji Ilford USA, Inc.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、江蘇王子製紙有限公司、(株)アイボックス、王子製紙ネピア（蘇州）有限公司、蘇州王子包装有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label (Thailand) Ltd.、B&C International Co.,Ltd.、Ojitek (Vietnam) Co.,Ltd.、王子製紙商貿（中国）有限公司、Paperbox Holdings Limited、GS PAPER & PACKAGING SDN. BHD.、IDEAL MERIDIAN SDN. BHD.、GS PAPERBOARD SDN. BHD.、GS PACKAGING INDUSTRIES (M) SDN. BHD.、GS UTILITIES & SERVICES SDN. BHD.、PERSIS HIJAU SDN. BHD.、GS SALES & MARKETING SDN. BHD.、王子製紙国際貿易（上海）有限公司の決算日は12月末日、森紙業(株)、森紙販売(株)、京都森紙業(株)、仙台森紙業(株)、鳥取森紙業(株)、北海道森紙業(株)、常陸森紙業(株)、群馬森紙業(株)、新潟森紙業(株)、北陸森紙業(株)、長野森紙業(株)、静岡森紙業(株)、東海森紙業(株)、四国森紙業(株)、九州森紙業(株)、大井製紙(株)、東北森紙業(株)の決算日は3月20日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

- ② デリバティブ  
時価法
- ③ たな卸資産  
主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法  
有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、当社富岡工場の機械装置及び一部の連結子会社については定額法)
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。
- ③ 役員退職慰労引当金  
当社は、監査役・退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。
- ④ 環境対策引当金  
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しています。  
また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しています。
- ⑤ 特別修繕引当金  
石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しています。

- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法  
主として繰延ヘッジ処理を採用しています。  
なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段  | ヘッジ対象     |
|--------|-----------|
| 先物為替予約 | 外貨建金銭債権債務 |
| 金利スワップ | 借入金及び貸付金  |
| 商品スワップ | 電力        |
- ③ ヘッジ方針  
当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び購入商品価格変動リスクをヘッジすることとしています。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。
- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
5. のれんの償却に関する事項  
5年間又は10年間の均等償却を行っていますが、金額が僅少なもののについては、発生年度に全額償却しています。

## 会計方針の変更

1. 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用  
当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。  
これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

## 2. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しています。

これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

## 3. 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しています。

## 追加情報

(包括利益の表示に関する会計基準)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しています。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しています。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	1,830百万円
建物及び構築物	17,110百万円
機械装置及び運搬具	6,326百万円
土地	12,824百万円
植林立木	13,308百万円
投資有価証券	2,909百万円
長期貸付金(1年内回収予定額を含む)	3,544百万円
その他	4,611百万円
計	62,466百万円

### (2) 担保に係る債務

短期借入金	6,504百万円
長期借入金	9,227百万円
支払手形及び買掛金	144百万円
割引手形	335百万円
計	16,211百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,111,091百万円  
(減損損失累計額を含む)

### 3. 保証債務

日伯紙パルプ資源開発株	7,484百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,410百万円
PT. Korintiga Hutani	3,083百万円
その他	9,123百万円
計	23,101百万円

### 4. 受取手形割引高

5,831百万円

受取手形裏書譲渡高

2百万円

### 5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- ・再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出
- ・再評価を行った年月日……平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……392百万円

## 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用は、当連結会計年度において、当社富士工場、及び王子板紙(樹)富士工場の抄紙設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額その他です。

災害による損失は東日本大震災に起因する損失です。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数  
普通株式 1,064,381,817株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式 76,484,868株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	5,012	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月8日
平成22年11月1日 取締役会	普通株式	5,012	5.0	平成22年9月30日	平成22年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	5,011	利益 剰余金	5.0	平成23年3月31日	平成23年6月7日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 805,000株

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 444円24銭  
2. 1株当たり当期純利益 24円92銭  
(期中平均株式数により算出しています。)

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的な時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金及び預金	32,393	32,393	-
(2) 受取手形及び売掛金	255,237		
(3) 短期貸付金 貸倒引当金	8,215 △ 3,042		
	260,410	260,410	-
(4) 長期貸付金 貸倒引当金	8,701 △ 7,412		
	1,288	1,319	31
(5) 有価証券及び投資有価証券 ①満期保有目的の債券 ②関連会社株式 ③其他有価証券	653 2,685 66,873	653 1,577 66,873	- △1,108 -
(6) 支払手形及び買掛金	(197,419)	(197,419)	-
(7) 短期借入金	(185,460)	(185,460)	-
(8) 社債	(100,420)	(101,574)	1,154
(9) 長期借入金	(513,260)	(519,533)	6,272
(10) デリバティブ取引	590	590	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 短期貸付金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- (4) 長期貸付金  
長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。
- (5) 有価証券及び投資有価証券  
これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。
- (6) 支払手形及び買掛金、並びに (7) 短期借入金  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額33,871百万円）は、(9) 長期借入金に含めています。
- (8) 社債  
当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,120百万円）も含めています。
- (9) 長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。金利スワップを利用した借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額33,871百万円）も含めています。
- (10) デリバティブ取引  
デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(9)参照）。
- (注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額102,845百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 ③その他有価証券」には含めていません。

#### 賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

# 貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第87期 (平成23年3月31日現在)	第86期（ご参考） (平成22年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第87期 (平成23年3月31日現在)	第86期（ご参考） (平成22年3月31日現在)	比較（ご参考）
<b>資 産 の 部</b>				<b>負 債 の 部</b>			
<b>流 動 資 産</b>	<b>341,350</b>	<b>351,369</b>	<b>△ 10,019</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>336,509</b>	<b>346,333</b>	<b>△ 9,823</b>
現金及び預金	4,489	4,870	△ 380	支払手形	235	244	△ 9
受取手形	802	925	△ 122	買掛金	76,324	77,439	△ 1,114
売掛金	65,700	75,950	△ 10,249	短期借入金	212,725	180,781	31,943
有価証券	0	1	△ 0	コマーシャル・ペーパー	—	11,000	△ 11,000
商品及び製品	27,274	29,683	△ 2,409	1年内償還予定社債	20,000	40,000	△ 20,000
販売用不動産	14	14	—	未払費用	4,524	9,797	△ 5,272
原材料	17,824	17,507	316	未払法人税等	18,550	20,272	△ 1,722
仕掛品	6,322	6,551	△ 228	災害損失引当金	246	491	△ 245
貯蔵品	3,927	3,083	843	その他の	936	—	936
繰延税金資産	5,008	4,345	663	<b>固 定 負 債</b>	<b>572,922</b>	<b>582,402</b>	<b>△ 9,480</b>
短期貸付金	199,267	195,618	3,649	社債	80,000	60,000	20,000
未収入金	19,481	17,302	2,178	長期借入金	469,098	499,367	△ 30,268
その他の	1,414	2,125	△ 711	長期未払金	650	627	23
貸倒引当金	△ 10,178	△ 6,612	△ 3,566	リース債務	17	20	△ 3
<b>固 定 資 産</b>	<b>916,634</b>	<b>929,917</b>	<b>△ 13,283</b>	退職給付引当金	21,998	21,214	784
(有形固定資産)	(398,156)	(436,087)	(△ 37,930)	役員退職慰労引当金	52	31	20
建築物	74,857	78,816	△ 3,958	環境対策引当金	929	1,002	△ 73
機械及び装置	21,830	22,787	△ 957	特別修繕引当金	94	84	9
車両運搬具	174,486	205,284	△ 30,797	長期預り金	81	54	26
工具、器具及び備品	94	151	△ 56	<b>負 債 合 計</b>	<b>909,432</b>	<b>928,736</b>	<b>△ 19,304</b>
土地	2,238	2,445	△ 206	<b>純 資 産 の 部</b>			
林地	84,131	84,249	△ 117	<b>株 主 資 本</b>	<b>341,855</b>	<b>340,523</b>	<b>1,332</b>
植立地	15,611	15,612	△ 0	(資本金)	(103,880)	(103,880)	(—)
リース資産	23,145	23,250	△ 104	(資本剰余金)	(110,162)	(110,165)	(△ 2)
建設仮勘定	24	24	△ 0	資本準備金	108,640	108,640	—
(無形固定資産)	(3,214)	(4,254)	(△ 1,039)	その他資本剰余金	1,522	1,525	△ 2
ソフトウェア	2,911	3,935	△ 1,024	(利益剰余金)	(163,452)	(162,025)	(1,427)
その他	303	319	△ 15	利益準備金	24,646	24,646	—
(投資その他の資産)	(515,262)	(489,575)	(25,687)	原木単価調整準備金	2,800	2,800	—
投資有価証券	69,930	80,549	△ 10,618	従業員退職手当積立金	411	411	—
関係会社株式	272,727	261,829	10,897	固定資産圧縮積立金	21,468	22,050	△ 582
出資	174	174	—	特別償却準備金	1,321	1,717	△ 395
関係会社出資金	103,420	103,093	327	海外投資等損失準備金	723	767	△ 44
長期貸付金	43,232	21,979	21,253	別途積立金	98,518	98,518	—
長期前払費用	2,015	2,318	△ 303	繰越利益剰余金	13,562	11,113	2,449
前払年金費用	9,992	11,227	△ 1,235	(自己株式)	(△ 35,640)	(△ 35,548)	(△ 92)
繰延税金資産	10,105	6,314	3,791	評価・換算差額等	6,412	11,811	△ 5,398
その他の	7,731	8,317	△ 585	その他有価証券評価差額金	6,284	11,567	△ 5,283
貸倒引当金	△ 4,069	△ 6,230	2,161	繰延ヘッジ損益	128	243	△ 114
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,257,984</b>	<b>1,281,287</b>	<b>△ 23,302</b>	新株予約権	284	216	67
				<b>純 資 産 合 計</b>	<b>348,552</b>	<b>352,550</b>	<b>△ 3,998</b>
				<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,257,984</b>	<b>1,281,287</b>	<b>△ 23,302</b>

## 損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第87期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)	第86期 (ご参考) (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売 上 高	480,100	498,065	△ 17,965
売 上 原 価	372,391	391,231	△ 18,839
売 上 総 利 益	107,708	106,833	874
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	94,314	92,061	2,252
営 業 利 益	13,394	14,772	△ 1,378
営 業 外 収 益	31,237	24,136	7,100
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,065	11,854	8,211
雑 収 入 金	11,171	12,282	△ 1,110
営 業 外 費 用	15,368	14,674	694
支 払 利 息	10,243	11,627	△ 1,384
雑 損 失 金	5,125	3,047	2,078
経 常 利 益	29,262	24,234	5,028
特 別 利 益	183	6,794	△ 6,611
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	134	3,459	△ 3,325
固 定 資 産 売 却 益	49	3,230	△ 3,180
投 資 有 価 証 券 売 却 益	—	105	△ 105
特 別 損 失	18,635	25,229	△ 6,593
事 業 構 造 改 善 費 用	7,936	14,475	△ 6,538
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,443	3,022	421
災 害 に よ る 損 失	2,669	—	2,669
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,579	53	1,526
固 定 資 産 除 却 損	1,509	1,913	△ 403
特 別 退 職 金	1,263	3,517	△ 2,253
そ の 他	233	2,247	△ 2,014
税 引 前 当 期 純 利 益	10,810	5,799	5,010
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	187	39	147
法 人 税 等 調 整 額	△ 829	△ 4,780	3,950
当 期 純 利 益	11,452	10,540	912

## 株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

株主資本		
資本金		
前期末残高	103,880	
当期末残高	103,880	
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	108,640	
当期末残高	108,640	
その他資本剰余金		
前期末残高	1,525	
当期変動額		
自己株式の処分	△ 2	
当期変動額合計	△ 2	
当期末残高	1,522	
資本剰余金合計		
前期末残高	110,165	
当期変動額		
自己株式の処分	△ 2	
当期変動額合計	△ 2	
当期末残高	110,162	
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	24,646	
当期末残高	24,646	
その他利益剰余金		
原木単価調整準備金		
前期末残高	2,800	
当期末残高	2,800	
従業員退職手当積立金		
前期末残高	411	
当期末残高	411	
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	22,050	
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の繰入	272	
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 854	
当期変動額合計	△ 582	
当期末残高	21,468	
特別償却準備金		
前期末残高	1,717	
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△ 395	
当期変動額合計	△ 395	
当期末残高	1,321	
海外投資等損失準備金		
前期末残高	767	
当期変動額		
海外投資等損失準備金の取崩	△ 44	
当期変動額合計	△ 44	
当期末残高	723	
別途積立金		
前期末残高	98,518	
当期末残高	98,518	
繰越利益剰余金		
前期末残高	11,113	
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の繰入	△ 272	
固定資産圧縮積立金の取崩	854	
特別償却準備金の取崩	395	
海外投資等損失準備金の取崩	44	
剰余金の配当	△ 10,025	
当期純利益	11,452	
当期変動額合計	2,449	
当期末残高	13,562	
その他利益剰余金合計		
前期末残高	137,378	
当期変動額		

剰余金の配当	△ 10,025
当期純利益	11,452
当期変動額合計	1,427
当期末残高	138,805
利益剰余金合計	
前期末残高	162,025
当期変動額	
剰余金の配当	△ 10,025
当期純利益	11,452
当期変動額合計	1,427
当期末残高	163,452
自己株式	
前期末残高	△ 35,548
当期変動額	
自己株式の取得	△ 102
自己株式の処分	10
当期変動額合計	△ 92
当期末残高	△ 35,640
株主資本合計	
前期末残高	340,523
当期変動額	
剰余金の配当	△ 10,025
当期純利益	11,452
自己株式の取得	△ 102
自己株式の処分	7
当期変動額合計	1,332
当期末残高	341,855
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	11,567
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 5,283
当期変動額合計	△ 5,283
当期末残高	6,284
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	243
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 114
当期変動額合計	△ 114
当期末残高	128
評価・換算差額等合計	
前期末残高	11,811
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 5,398
当期変動額合計	△ 5,398
当期末残高	6,412
新株予約権	
前期末残高	216
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	67
当期変動額合計	67
当期末残高	284
純資産合計	
前期末残高	352,550
当期変動額	
剰余金の配当	△ 10,025
当期純利益	11,452
自己株式の取得	△ 102
自己株式の処分	7
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 5,330
当期変動額合計	△ 3,998
当期末残高	348,552

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的債券……………償却原価法
  - 関係会社株式……………移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- デリバティブ等の評価基準及び評価方法
  - デリバティブ……………時価法
- たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - ……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産……………定率法（リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、および富岡工場の機械装置については定額法を採用しています。
  - 無形固定資産……………定額法
  - リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。
- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
  - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上して

います。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。  
役員退職慰労引当金……………監査役退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。  
環境対策引当金……………「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しています。  
また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しています。  
特別修繕引当金……………石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しています。  
災害損失引当金……………東日本大震災により被災した資産の復旧費用等の支出に備えるため、その所要見込額を計上しています。

- ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっています。
- 消費税等の会計処理……………税抜方式によっています。

### 会計方針の変更

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。  
これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

### 貸借対照表に関する注記

- 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
有形固定資産	451百万円
関係会社株式	2,234百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	3,347百万円
計	<u>6,033百万円</u>

(2) 担保に係る債務	
長期借入金（1年内返済予定額を含む）	4,392百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,321,645百万円
	（減損損失累計額を含む）
3. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	268,586百万円
関係会社に対する長期金銭債権	42,661百万円
関係会社に対する短期金銭債務	62,112百万円
関係会社に対する長期金銭債務	40百万円
4. 保証債務等	
日伯紙パルプ資源開発株	7,442百万円
江蘇王子製紙有限公司	3,892百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,410百万円
PT. Korintiga Hutani	3,083百万円
その他	11,570百万円
計	29,399百万円

#### 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	191,050百万円
関係会社からの仕入高	167,076百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	28,042百万円
うち関係会社からの受取配当金収入	15,209百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	8,622百万円
その他	4,211百万円
2. 事業構造改善費用は、当事業年度において、当社富士工場の抄紙設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額その他です。災害による損失は東日本大震災に起因する損失です。	

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	62,059,872株

#### 税効果会計に関する注記

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産	
繰越欠損金	14,460百万円
減価償却超過額	9,112百万円
退職給付引当金	8,258百万円
株式評価減	6,754百万円
貸倒引当金	5,055百万円
未払賞与	1,882百万円
その他	2,338百万円
繰延税金資産小計	47,862百万円
評価性引当額	△12,330百万円
繰延税金資産合計	35,531百万円

##### (2) 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△14,728百万円
その他有価証券評価差額金	△4,197百万円
特別償却準備金	△906百万円
海外投資等損失準備金	△496百万円
繰延ヘッジ損益	△88百万円
繰延税金負債合計	△20,417百万円

繰延税金資産の純額 15,114百万円

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
（調整）	
交際費の永久損金不算入	1.6%
受取配当金の永久益金不算入	△60.8%
評価性引当額	11.2%
その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△5.9%

#### リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
連 結 子 会 社	王 子 板 紙 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 5人	段ボール原紙・板紙 の製造・販売	資金貸付 (貸付増)	2,420	短期貸付金	56,360
					経営指導料	5,652	-	-
連 結 子 会 社	王 子 特 殊 紙 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 2人	紙・パルプ製品の 製造・販売	資金貸付 (貸付減)	7,384	短期貸付金	21,271
連 結 子 会 社	王 子 不 動 産 (株)	直接：100%	当社役員が兼任 1人	当社の保有する 資産の活用	資金貸付 (貸付減)	1,963	短期貸付金	24,450
連 結 子 会 社	森 紙 業 (株)	間接：100%	当社役員が兼任 2人	段ボールの 製造・販売	資金借入 (借入増)	3,500	短期借入金	13,000
連 結 子 会 社	江 蘇 王 子 製 紙 有 限 公 司	直接：90%	なし	紙・パルプ製品の 製造・販売	資金貸付 (貸付増)	23,721	長期貸付金	33,721
関 連 会 社	国 際 紙 パ ル プ 商 事 (株)	直接：19.0% 間接：1.6%	なし	当 社 製 品 の 主 要 代 理 店	紙製品の販売	107,870	売掛金	5,919

注1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれています。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しています。  
なお、無担保での運用です。
- ② 資金の借入については、市場金利を勘案した合理的利率を基に借入を行っております。
- ③ 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しております。
- ④ 紙製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しています。

1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 347円46銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円42銭  |

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

王子製紙株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 清 吾	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 山 憲 二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定 留 尚 之	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検査することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

王子製紙株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 清 吾	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村 山 憲 二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定 留 尚 之	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成23年5月11日

王子製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 神 田 憲 二 ㊟

監 査 役（常勤） 田 井 廣 志 ㊟

監 査 役 杉 原 弘 泰 ㊟

監 査 役 上 野 健 二 郎 ㊟

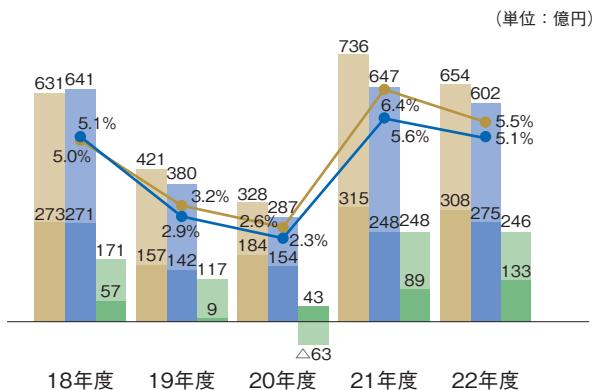
(注) 監査役 杉原 弘泰、上野 健二郎、は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## (ご参考)

### 経営指標の推移 (連結)

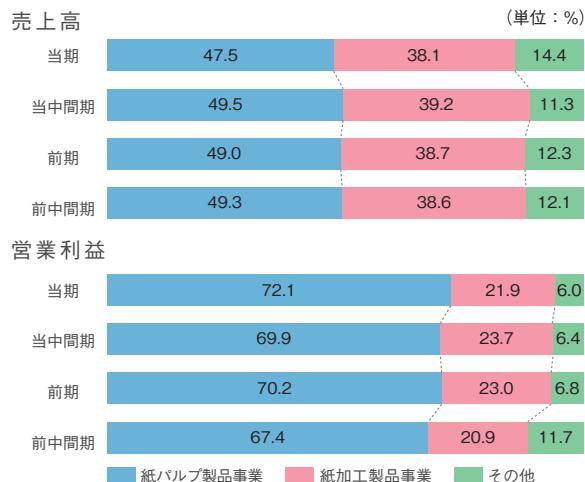
営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率



■ 営業利益 (年度) ■ 経常利益 (年度) ■ 当期純利益 (年度)  
■ 営業利益 (中間) ■ 経常利益 (中間) ■ 当期純利益 (中間)  
● 売上高営業利益率 ● 売上高経常利益率

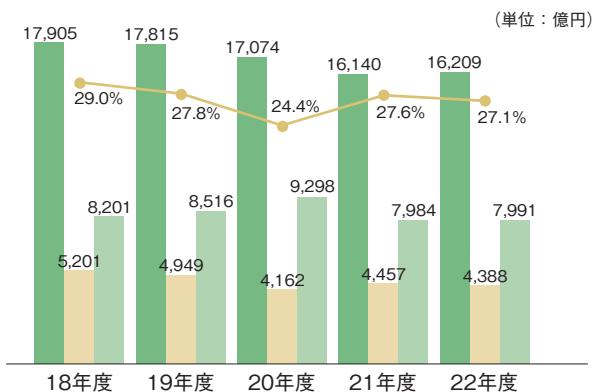
(注) 売上高営業利益率=営業利益÷売上高×100  
売上高経常利益率=経常利益÷売上高×100

事業部門別構成比の推移



(注) 当連結会計年度から、事業部門の区分を変更しております。前期および前中間期を現在の事業部門に組み替えて計算しております。  
事業部門別の営業利益構成比(%)は、調整額を除いて計算しております。

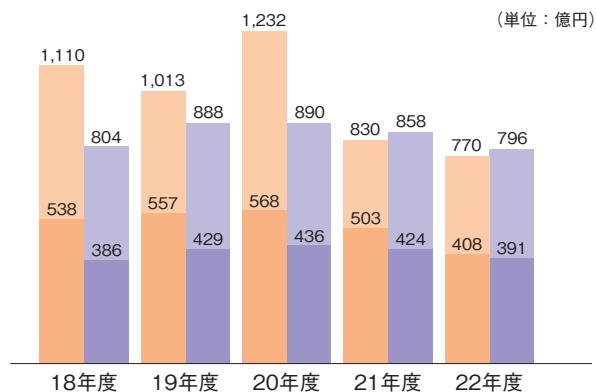
総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率



■ 総資産 ■ 自己資本 ■ 有利子負債 ● 自己資本比率

(注) 自己資本=純資産合計-新株予約権-少数株主持分  
有利子負債=長短借入金+コマーシャルペーパー+社債  
+1年内返済・償還予定の長期借入金・社債  
自己資本比率=自己資本÷総資産×100

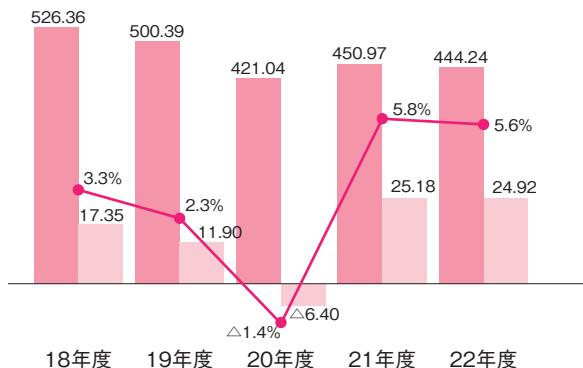
設備投資額・減価償却費



■ 設備投資額 (年度) ■ 減価償却費 (年度)  
■ 設備投資額 (中間) ■ 減価償却費 (中間)

## 1株当たり純資産額・1株当たり当期純利益・ROE

(単位：円)

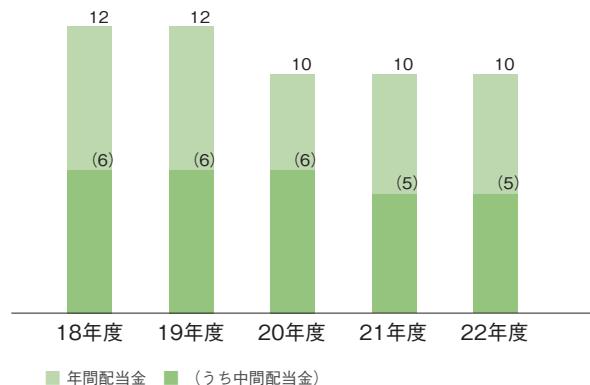


■ 1株当たり純資産額 ■ 1株当たり当期純利益 ● ROE

(注) 自己資本利益率(ROE) = 純利益 ÷ (前期末、当期末の自己資本の平均) × 100  
自己資本 = 純資産の部合計 - 新株予約権 - 少数株主持分

## 1株当たり配当金推移

(単位：円)



## 連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位：百万円)

	当期	前期	比較
	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	
営業活動によるキャッシュ・フロー	115,369	179,347	△ 63,978
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 89,679	△ 89,934	255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,358	△ 138,942	107,584
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 4,333	558	△ 4,892
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 10,002	△ 48,970	38,968
現金及び現金同等物の期首残高	41,936	90,943	△ 49,007
合併に伴う現金及び現金同等物増加額	—	3	△ 3
連結除外に伴う現金及び現金同等物減少額	—	△ 135	135
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	94	△ 94
現金及び現金同等物の期末残高	31,933	41,936	△ 10,002

# 株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス <a href="http://www.ojipaper.co.jp">http://www.ojipaper.co.jp</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。
■ 単元株式数	1,000株
■ 株主名簿管理人 および特別口座の 口座管理機関	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル) 取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店ならびに日本証券代行株式会社の本店および全国各支店で行っております。
(電話照会先)	

## 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

- 証券会社等でお取引きをされている株主様  
株主様の口座のある証券会社等にお申出ください。
- 特別口座に記録されている株式をお持ちの株主様  
証券会社等に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。  
なお、特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場で売買することはできませんので、証券会社等の口座へ振り替えられることをお勧めします。

## 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

## 配当金のお支払いについて

第87期の期末配当金（1株につき5円）につきましては、同封の「期末配当金領収証」により、払渡しの期間（平成23年6月7日から平成23年7月29日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所並びに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「期末配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

## 配当金のお受け取り方法について

確実に配当金をお受け取りいただくために、振込みによる配当金のお受け取りをお勧めします。

株券電子化により、従来の配当金振込口座のご指定方法に加えて、あらかじめ登録した一つの預金口座で株主様の保有しているすべての銘柄の配当金のお受け取りや、証券会社の口座でも配当金のお受け取りが可能となっております。

詳しくはお取引証券会社等にお問合せください。

## 配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をされる株主様は、大切に保管ください。

なお、株式数比例配分方式により配当金をお受け取りの株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引証券会社にご確認をお願いします。